

お知らせ

H30. 7. 14
愛媛県災害対策本部
(防災危機管理課)

平成30年7月豪雨による被害にかかる被災者 生活再建支援法の適用について

1 災害の概要

平成30年7月5日からの大雨により住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、下表のとおり同法の適用を決定しました。

2 支援の内容

住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等について、被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人都道府県会館から支給されます。

該当市町	法適用日	人口	住宅被害（世帯）			備考
			全壊	半壊	床上浸水	
今治市	7月5日	158,114	11	12	7	被災者生活再建支援法施行令第1条第2号に該当
八幡浜市	7月5日	34,951	調査中	調査中	101	被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当

(上記は平成30年7月13日12時00分現在の数値であり、今後の調査によって変動することがあります。)

3 適用状況

7月 9日 西予市

7月11日 宇和島市、大洲市、松野町

7月13日 松山市

【お問い合わせ先】

愛媛県災害対策本部（防災危機管理課）
電話番号：089-912-1000（内線 3448）

※具体的な手続きについては、各市町役場にお問い合わせください。